

拘禁施設内の処遇改善に向け運動を展開

NPO法人監獄人権センター

1995年3月に受刑者の人権擁護、死刑廃止等を目指し設立された会員数約1000人のNPO。弁護士、学者、受刑者の家族、一般市民等で構成。場合によっては、受刑者の不当な処遇に対し弁護士が訴訟の提起を行なう。また、受刑者のみならず、刑務官の労働条件改善にも取り組む。会員に対し定期的にニュースを発行している。



NPO法人監獄人権センター村井敏邦代表（左）と海渡雄一事務局長

NPO法人監獄人権センターは、受刑者等から年間400件にのぼる相談を受け、そのひとつひとつに返事を出すという。代表の村井敏邦龍谷大学教授、事務局長の海渡雄一弁護士に話を聞いた。

——センターの理念について教えてください。

外から建設的提言を行なうことによって、日本の刑務所の人権状況を国際人権基準に改善することです。センターは決して反権力的な運動を目的とする団体ではありません。名古屋刑務所の革手錠の問題のように鋭く対立しなければならないケースも当然ありますが、受刑者の健康問題について担当医と弁護士が協力し合って、受刑者の命を救ったケースもありました。

また、刑務官の労働条件の改善も目的としています。現場の人たちも過酷な条件でノイローゼになったり、過労死する人も出ています。しかし現場では、なかなかものを言えない。ヨーロッパの刑務所では、職員の悩みを受刑者が聞くことによって、お互いに寄り添って問題を解決するという刑事処遇があります。日本では私語をかわせば、受刑者は懲罰事由に、職員は懲戒

事由にあたります。これはおかしいことで、センターが橋渡しとなれればと考えています。

今回の受賞で、センターの社会的意義が認められ、法務省が対決姿勢から、雪解けと変わり、話し合いの気運ができることを期待したいと思います。

——名古屋刑務所の革手錠の問題はどう思われましたか。

このセンターを立ち上げたのは、1994年の府中刑務所の革手錠による人権侵害が続発していたことが直接の契機でした。当時は、名古屋刑務所と同じか、あるいは、さらにひどい状態ではなかったでしょうか。センターでは、この革手錠問題につき裁判で闘いました。その後、規約人権委員会の勧告に従って、通達がなされ、いったん革手錠の事例が減少し、改善の方向に向かったと思っていました。

名古屋刑務所の受刑者からは、センターに手紙がほとんど届いていない。刑務所ですべて破り去られていたんですね。水面下でどんどん悪化していたんです。矯正局のトップが替わると、また元に戻ってしまう。刑務所によっては、対外向けと内部向けにダブルスタンダードを用いているところもあります。この問題はセンターだけでは解決せず、マスコミを通じて世論に訴え、抜本的な対策を講じなければならないと思います。

日本の刑務所は過剰収容も大きな問題ですが、もうひとつの課題は、長期独居です。現在、全国8か所に、10年以上独居房に入れられている受刑者が30人いるといわれています。法務省では、本人のプライバシーということで名前を教えてくれません。この人たちの救済が急務です。

——弁護士及び弁護士会にどういうことを望まれますか。

今後、弁護士会には、刑の執行が手続きとして適正に行なわれるよう、受刑者のための当番弁護士制度の設立を是非とも検討して実現させてほしいと思います。また、刑務所内に法律相談所を設置するなどして、そこを法科大学院のロークリニックの1つとするような研修プログラムの確立を、弁護士会として提案していただきたいと望んでいます。

（聞き手：遠藤 常二郎）